



歴史と文化、自然、  
ひとが織り成す  
美しいふるさと、仙北をめざして  
～仙北市景観計画・景観条例のあらまし～

**私** たちのふるさと仙北市は、城下町として発展してきた歴史をはじめ、先人が大切に守り育ててきた美しい田園風景や森林や河川・溪谷などが織りなす自然景観、連綿と受け継がれてきた伝統や文化など、人々の暮らしの営みの風景が随所に息づいています。

こうした景観は、私たちの心に安らぎや潤いを、そして明日への希望や活力を与えてくれる宝物となっています。

## 仙北市景観計画及び景観条例の制定について

景観計画とは、景観法に基づく景観行政団体が策定する良好な景観の形成に関する計画です。景観形成の方針や、新築や増築などを行う場合の基準（色彩、高さ、形態意匠、材料など）などが定められています。

仙北市は、平成21年10月に景観法に基づく景観行政団体となり、仙北市の美しい景観を守り育てるため、景観計画の策定に取り組んできました。

これまでは、「秋田県の景観を守る条例」に基づき届出事務を行ってきましたが、平成28年1月1日からは、仙北市の地域性を活かした独自の景観計画、景観条例により、周辺景観に与える影響の大きい一定規模以上の建築物や工作物などの行為について届出を行ってもらうこととなります。

なお、景観計画及び景観条例は市ホームページ並びに都市整備課（西木庁舎）で閲覧することができます。

# 1

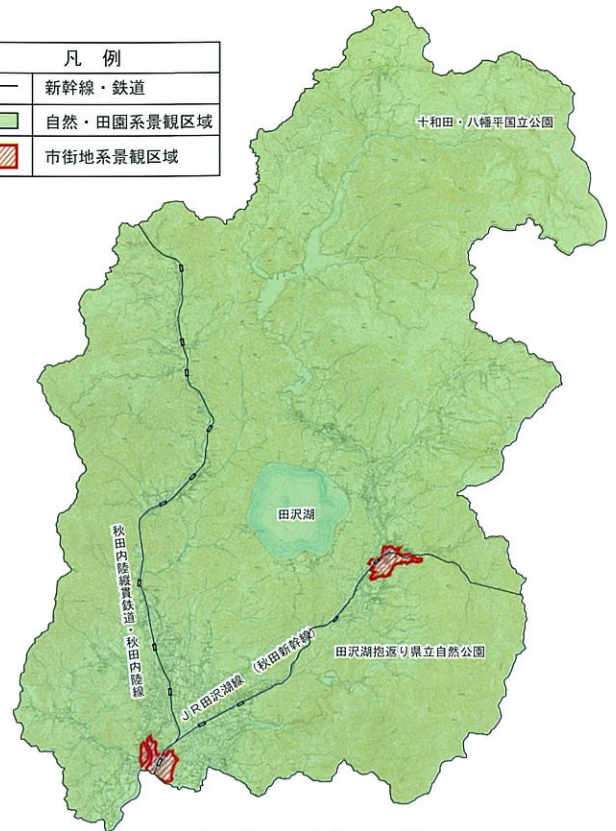
## 景観計画の区域は仙北市全域です

景観法に基づいて、景観形成の施策を展開する区域を、仙北市全体とします。

また、市全体を景観類型ごとに森林や田園風景の広がる地域を「自然・田園系景観」として、市街地（住宅地、商業地など）を中心とした景観の広がる地域を「市街地系景観」に区分します。



凡 例	
—	新幹線・鉄道
■	自然・田園系景観区域
■	市街地系景観区域



景観計画区域の区分

# 2

## 届出の対象になる行為

景観への影響が大きい一定規模以上の行為は、景観法に基づく届出が必要です。

行 為	届 出 対 象
建築物の新築、増築、改築など (※)	○高さが10m又は建築面積500㎡を超えるもの ただし、以下のものを除く (1)50㎡以下の増改築(高さの増加を除く) (2)改築で、外観の変更を伴わないもの
工作物の新築、増築、改築など (※)	○高さ3mを超える門、塀、さく、擁壁など ○高さ13mを超える煙突、高架水槽、記念碑類、アーケード類など ○高さ20mを超える鉄筋コンクリート柱、金属柱、木柱類、電波塔、風車など ○高さ13m又は築造面積1,000㎡を超える製造施設、立体駐車場、ごみ処理施設、太陽光発電施設など
開発行為 土地の形質の変更	○面積が3,000㎡を超えるもの又は規模が高さ3mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの
屋外における 物件の堆積	○高さ1.5m又は面積500㎡を超えるもの

※特定届出対象行為

## 3

## 景観形成基準

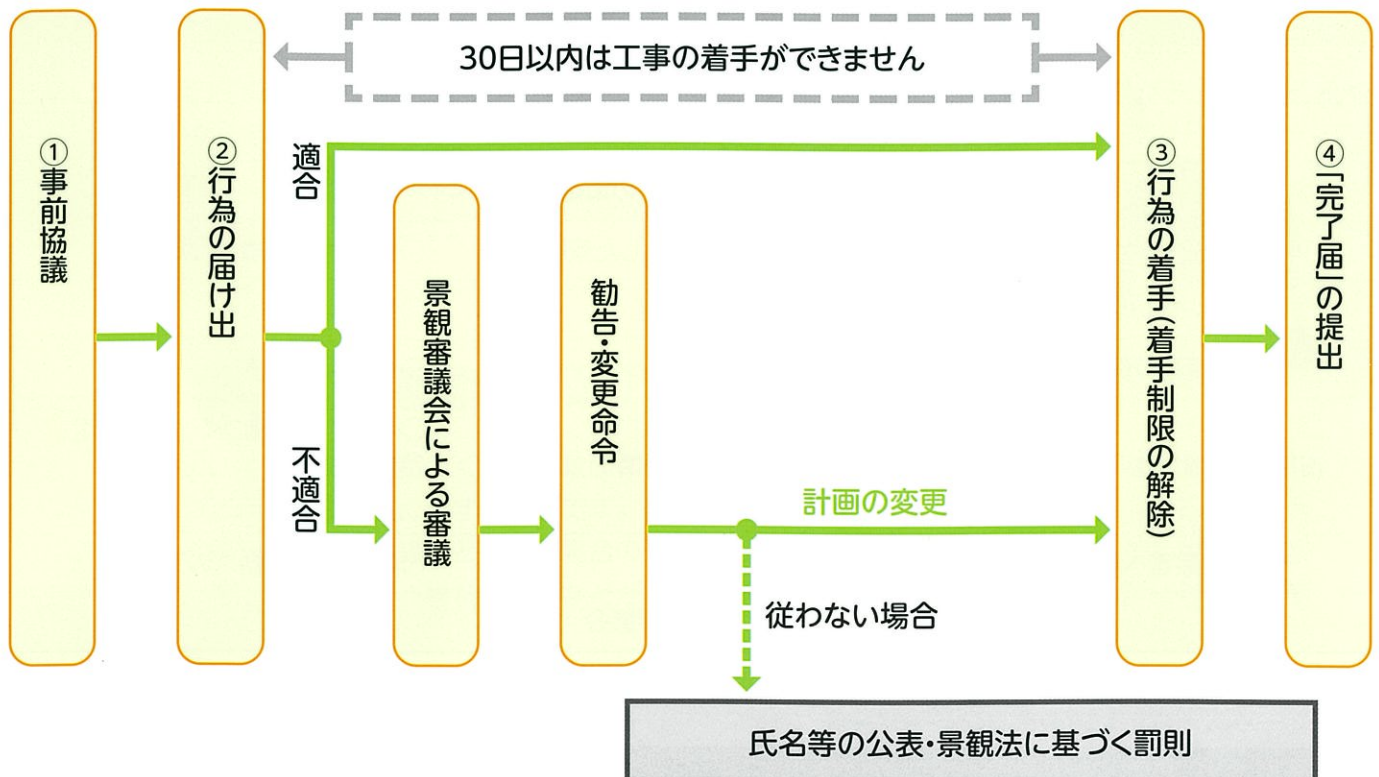
下表は基準の一部です。基本方針に基づき、地域区分及び景観類型ごとに景観特性や土地利用に配慮した景観形成基準を設定していますので、当該行為を基準に適合させてください。

市街地景観の例	
規模・高さ	○周辺の景観と調和した高さ・規模とする。
形態意匠・素材	○建築物全体としてまとまりのある意匠とする。 ○周辺景観との調和及び地域の特性に応じて、全体的に違和感や圧迫感のない形態・意匠とする。 ○長大な壁面を避け、圧迫感や威圧感を軽減する。 ○建築物への看板・屋外広告物は建築物及び周辺の景観との調和に努める
色彩	○外壁及び屋根を色彩基準に適合させる。 ⇒壁面の彩度(マンセル値)黄赤6、黄・赤4、その他2以下 ⇒屋根の彩度(マンセル値)6以下

※詳しくは、景観計画をご覧になるか、都市整備課へお問い合わせください。

## 4

## 届出対象行為の届出から着手までの流れ



※届出をせずに工事に着手したり、変更命令に従わない場合などは景観法に基づき罰則が適用されることがあります。

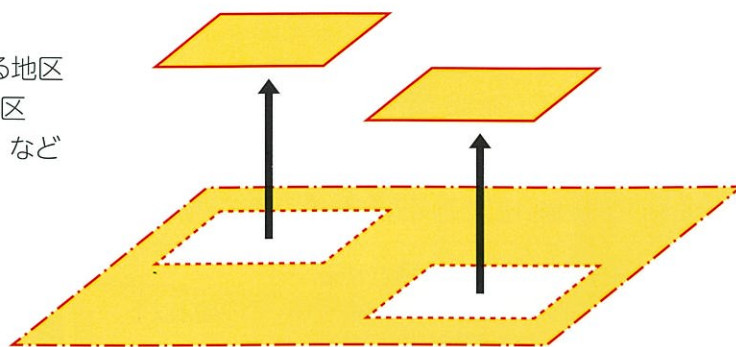
特に良好な景観づくりを図る必要がある地区における取組みを推進するため、「景観形成重点地区」を指定し、地区の特性を活かした景観づくりを推進します。

景観形成重点地区では、地区独自の届出制度や景観形成基準に基づき、地区の特性に応じた建築物・工作

物等のきめ細かな規制・誘導を行います。

また、景観重要建造物・樹木などの景観法の制度及び関連諸制度を活用して、地区の景観資源を活かした景観づくりを推進します。

- 仙北らしさを代表する地区
- 住民の関心の高い地区  
など



- 景観形成地区等  
景観計画区域を区分し、詳細な景観誘導施策やルール等の設定
- 景観計画区域(市全体)  
景観計画区域として指定し、一般的な事項の設定

図 景観形成重点地区のイメージ

景観計画とあわせて、「仙北市景観条例」を制定しました。

景観条例の構成		
目的・基本理念等		
市民・事業者・行政の責務		
仙北市景観計画の策定		
全市レベルの景観誘導	○届出制度を中心とした景観形成	○公共施設の景観形成
地区レベルの景観誘導	○景観形成重点地区	○景観地区
景観資源の保全と活用	○景観重要建造物	○景観重要樹木
市民・事業者による景観形成活動	○景観住民団体 ○景観づくり市民会議 ○景観計画の提案	○ふるさと景観づくり市民協定 ○景観協定
市民・事業者への支援・啓発	○表彰制度	○景観形成活動への支援
仙北市景観審議会		